

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（関西電力高浜発電所1号機設計及び工事計画認可申請（減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）」

2. 日時：令和4年7月28日（木） 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、雨夜上席安全審査官、
宮嶋安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 燃料保全グループ
チーフマネジャー※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請の概要
（1号機[2号機含む]減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）
- ・高浜発電所第1号機 減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に係る設計及び工事計画認可申請の概要について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の宮嶋です。
0:00:04	ただいまより、関西電力株式会社高浜発電所の
0:00:10	設計及び工事計画認可申請書に関わるヒアリングを開始させていただきます。関西電力さんから説明の方、よろしくお願ひします。
0:00:20	はい。関西電力の福原です。
0:00:23	本日は資料五、六、当資料3点ですね、用意させていただいてますけども、主に資料番号一番のパワーポイントの方使って、
0:00:35	内容を一通りご説明させていただこうかと思ひます。ただ設置許可と少し内容煽ってくる部分もあろうかと思ひますので時間の関係もありますのでそこら辺を少し、
0:00:48	省略させていただきながら新たに今回の設工認、出てきた一種を重点的に説明させていただこうかなと思ひますけれどもそんな流れでよろしいでしょうか。
0:01:01	はい、よろしくお願ひします。
0:01:04	はい。では担当の芳野中尾からご説明させていただきます。はい。関西電力の芳野です。それでは右肩資料番号の一番、高浜発電所第1号機、設計及び工事計画認可申請書の概要という形でこちらの段階をまとめさせていただいてるパワーポイントをもとに、
0:01:23	説明の方さしていただきたいと思ひますよろしくお願ひいたします。
0:01:26	あと開いていただきまして、右肩1ページ目こちら目次となっております、大まかな流れとしましては、工事概要を説明させていただいて今回の申請概要できる技術基準規則との関連性とあとそれに対する設計方針、
0:01:40	最後まとめという形の方に説明させていただきたいと考えております。
0:01:44	早速ですけども内容の方説明させていただきます。右肩2ページ目をご覧ください。工事概要になります。こちらにつきまして設置許可段階で説明させていただいた内容から特に変わっておりません簡単にだけ復習させていただきます。右肩3ページ目ご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:00	まず左から順に今使用済み燃料ピットの方に減容バスケットあげん曜日バスケットの方が仮置される状態ますので、今回こちらについては減容B P 運搬容器というものを新設させていただきます、
0:02:14	こちらに収納しまして引き上げて、B S E 保管庫に保管場所を変更させていただきたいと考えておりますと。
0:02:22	あとB S 上犯行現在空きスペースがありませんので、藤田巻という形で、B S 上保管庫内の一部をS G Rコンクリートとかあと三、四号機の部位h r時に発生したコンクリートと、
0:02:34	の、線量の低いものにつきましては外部遮へい保管庫というところに当庫保管場所を変更させていただくという形になっております。今回この保管場所変更に伴いまして、この3459のV a Rで発生したコンクリートっていうものを、1号機の
0:02:51	外部遮へい保管庫に移動するということになりますので、代表者様幹部につきましては、1から4号機共用化という形の変更も合わせてさせていただくと考えております。
0:03:00	工事内容につきましては以上となりまして右肩4ページ目今回の市営設工認の申請概要となります。
0:03:08	表の方ご覧いただきたいんですけども、それから順にまず今回の申請対象設備としましては、まず一つ目固体廃棄物の貯蔵設備ということで、今回先ほど説明で出てきましたB S G補完法とあと外部遮へい共管個
0:03:23	固体廃棄物貯蔵設備該当しまして、その中でまず要目表の変更としましては、外部遮へいを今、12号機来ようとなっているものを1から4号機強度に変更させていただきます。
0:03:34	あわせて基本設計方針の方ですすね共用資産作業の影響評価とあわせて、B S 通知保管庫と外部しゃへい用官房先ほどの内容物の変更がございますので、他の退職の変更基本設計方針に反映させていただきます。
0:03:49	続きまして廃棄物処理設備ということで、今回新設いたします減容B P 運搬容器、こちらが処理設備に該当しますので、要目表として新たなものとしまして減容B P 運搬容器の設置、
0:04:01	あわせて基本設計方針の方で、後程また詳細説明させていただきますけども、B P D A ゲンヨウ引き運搬容器の運搬に関する記載のほうを基本設計方針の方に反映させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:13	続いてあと生体遮へい装置と火災防護設備というところなんですけども先ほどのちょうど設備のところ、同じくBS上保管庫と外部遮へい用看護といったところが生体遮へい装置ないしWEB火災防護設備の火災区画として同じく登録されるものがありますので、
0:04:30	共用金ないし他の対象物の変更というのを合わせてやらしていただいて、させていただこうと考えております。
0:04:37	申請概要の月の外部開放については以上となりまして詳細の中身のご説明をさせていただきます。右肩5ページをご覧ください。
0:04:46	こちら廃棄物廃棄施設の方になりまして、まず外部遮へい保管庫の要目表を添付させていただいております。現在12号機共用と書いてあるところ、1から4号機強度に今回変更させていただきます。
0:04:59	続いて右肩6ページに参りますけども、廃棄施設の基本設計方針の抜粋ページの方付けさせていただきます。右側の変更後を見ていただきたいんですけども、
0:05:09	まず蒸気発生器保管5、こちらの方に、1号機及び2号機の減容したバーナブルポイズンを保管する能力を有する設計とするという形で、追記させていただくとともに、外部者営業担当については、1から4号機共用に修正。
0:05:24	あわせて、内容物保管対象物としましてさらに以降になるんですけども、1号機蒸気発生器取りかえ三洋演劇、
0:05:31	原子力あげた取りかえて発生したコンクリート等を十分保管する能力を有する設計とするというような形で内容を変更させていただきます。
0:05:40	続きまして右肩7ページ目、固体廃棄物の処理設備となりまして、こちらへと減容バーナブルポイズンの運搬容器新たに要目表を追加させていただいてます。内容につきましてはこちら記載の通りとなっております。
0:05:54	続いて右肩8ページ目基本設計方針になるんですけども、ちょっとここちょっと説明が欲しくなるので丁寧に説明させていただくんですけども、もともと再稼働購入の時です。ではこのまず変更前の左側、
0:06:09	候補車両の固体状の廃棄物を発生する工事が実施しないとさせていただきます。し実施しないため固体状の廃棄物を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:20	運搬するための要件を設置しないと書かせていただいておりますが今回の現用B Pの方が線量の固体状の廃棄物というの該当しますので、こちら記載修正させていただきます。
0:06:30	具体的になんですけども今回この原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体廃棄物の管理区域外において運搬する容器が設置しないと。
0:06:43	書かせていただいておりますて要はですね今回MBP運搬に当たりまして、管理系一時的な管理区域設定させていただきますので、あくまで管理区域外で使用する運搬容器の方が設置はした、しないということでこの記載はそのまま残しまして、
0:06:58	なお書きとしまして、現有オオエ下側のグループをイズンは映写経験を有する現用バブル工場運搬容器に収納し、一時的管理区域を設定し運搬すると、というような形の記載にさせていただきます。こちらにつきましては、M3C I Rと同様の記載ぶりにさせていただきます。
0:07:16	続きまして右肩9ページ目になりまして、こちら今回新たに設置します減容場の工事運搬容器の図面を添付させていただきます。
0:07:25	はい。続きまして右肩10ページ目ですけども、こちらからの生体遮へい総社放射線管理施設の中の生体遮へい装置というところの要目表になりますけども、先ほどの説明と同様、外部遮へい評価んこ
0:07:37	いちご興味があつての1から4号機共用にさせていただきます。
0:07:41	で、合わせて右肩11ページ目になりますけどそちらの基本設計方針の方にも共用の反映と先ほどの内容物の変更といったところを、2の修正の方させていただきます。
0:07:53	52ページ目ですけども、こちら火災防護設備というところでこれ、外部遮へい保管庫、こちら火災区画としても12号共用という形で登録させていただきますので、こちらを1から4表に変更させていただきます。
0:08:06	江藤近江今回の申請概要について内容説明はここまで以上となっております、続いてB型13ページ目ご覧ください。
0:08:16	ここから技術基準規則の関連性の説明になります。まずこの13ページ目で今回の関連条文についてマルバツ表で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	表させていただきます。簡単に上から順に説明させていただきますと、まず耐震の五条のところが今回設置許可の方でも議論させていただきました通り、今回 F T P 運搬容器について耐震要求の方、
0:08:38	関連づけさせていただきますので、関連性もあるとしまして、審査対象とさせていただきます。
0:08:45	続きまして 8 条立ち入り防止ということでこちら管理区域を設定して、金曜日運搬容器へ運搬しますので、8 条の関連、そして丸とさせていただきますけども、今回設工認の申請としましては管理区域の設定方法については後段規制の、
0:09:00	保安規定となりますので審査対象外のバツとさせていただきます。
0:09:05	続いて 10 た火災の 11 条ですけども、今回運搬容器ないし A B S 時保管庫外部車両番号、すべて玉突きするものも含めて、全部繋がってますので関連はあるんですけども審査対象外とさせていただきます。
0:09:20	続きまして安全設備の十四条ですけども今回の減容 B P の坂様、京都で D B 設備なんですけど新設になりますので、本番容器について新申請対象とさ、審査対象とさせていただきます。
0:09:33	本設定で 15 条の D B 設備の機能というところで今回現用 B P 運搬容器 D B 設備としてエントリーしますので関連性もあると申請対象とするとともに、
0:09:43	外部者銀行慣行が今回 12 号から 1 から 4 号共用という形でこちらの観点で 15 条への D P C S 機能として、審査対象としております。
0:09:53	続いて第大祭 39 条廃棄物処理設備等ですけども、今回減容新設する現用 B P の運搬容器の方が廃棄物処理設備等に該当しますので、関連性もある審査対象もあるとさせていただきます。
0:10:05	続いて 40 条ですけど廃棄物貯蔵設備等というところで、こちらについては内容物の変更がすべて関わってきますので、運搬容器 E S G 保管庫外部しゃへいコウノすべて該当審査対象としております。
0:10:19	最後になりますけども 42 条というところで生体遮へいとイトウということで、今回内容物変更となって線量評価等が変わりますので、B S 地保管とパイプ遮へいパンフが止まると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:29	審査対象となっております。詳細については後程説明させていただきます。
0:10:34	続いて右肩 14 ページ目からが、個別の条文の詳細な説明になります。まず退職の 5 条ですけれども、こちらについては、設置許可の時にも、
0:10:45	ご説明さしていただきました通り、今回ゲームB 順番オキについてはCクラス設備とさせていただきますので、Cクラス設備は静的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とすると。
0:10:58	こととなっております。また出席をさせていただきます。
0:11:02	言い方 15 ページ目の耐震Cクラスとしての設計評価結果の方への記載させていただきます。まず耐震強度としましては、もともと運搬容器ですので運搬加速度 1G というので考慮して、
0:11:15	強度上問題の部分を確認してまして耐震Cクラスの静的地震力 0.25 時を包絡されてますので、耐震上問題ないということを確認させていただきますとともに、波及的影響の観点で、今回減容 B P M 床に床に固定せず置くことになるんですけども、
0:11:31	耐震Cクラスの静的地震力、0.24 時よりも、容器とリンパの摩擦係数を上回ってることを確認しております。地震時に O B P 運搬を移動することがないので波及的影響もないと。
0:11:43	形で確認させていただきます。
0:11:46	続いて右肩 16 ページ目こちら 8 条立ち入り防止というところですけども、先ほど説明さしていただきました通り、App の場合オキの運行ナンバーについては管理区域設定するのでは地上関連性あるんですけども、
0:12:00	エダ管理区域の設定に関しましては、原子炉施設保安規定に基づく運用管理となりますので、こちらの設計方針自体の変更不要となっております。設計方針に変更ないので審査対象外とさせていただきます。
0:12:14	続きまして三方 17 ページ目火災防護に関する内火災の損傷防止の 11 条になりますけれども、こちらも設置許可のときにもご説明させていただきます。
0:12:24	今回新たに設置します現用 B P の運搬容器、ないし今回玉突きで移動する日保管物すべて不燃物となっておりますので、もともと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の基本は火災に関する基本設計方針に対する変更の方が発生し、変更ありませんので、
0:12:38	今回申請対象外と審査対象外としております。
0:12:42	続きまして右肩 18 ページ目です。こちら安全施設の十条になっ てるんですけども、14 条には、の安全設備は、デービーとか、
0:12:53	欠席基準事故時及び設計基準に至るまでの間に想定されるすべての環境条件においてその機能発生する形発揮すること、ことができるよう支出しなければならないと。
0:13:05	しておりまして、今回の減容B設置にあたっての設計方針としましては太字で書かせていただいております通り、現用B運搬容器は機能主にも金属構造体でコウゼイを構成されておりますので、
0:13:17	構造強度評価結果等によって、想定される環境条件を変えても、機能を発揮することができることを確認しております。
0:13:24	詳細な確認結果につきましては右肩続いて右肩 19 日目、19 ページ目に記載させていただいております。
0:13:31	こちらの添付の購入申請のその添付資料3 安全性、設備が使用される条件のもとにおける健全新発説明書の評価概要の抜粋となっております。
0:13:42	それから評価項目として環境圧力環境温度湿度放射線科充電時は、周辺機器等設置場所冷却材と決められた項目あるんですけども、
0:13:52	まず環境圧力につきましてももともと原油PP料金自体は大気圧しかかかりませんと、通常大気圧環境下でも運搬時の加速度等で構造評価しておりまして、問題ないことを確認できてます。
0:14:04	続いて環境温度湿度といったところも、環境温度 60 度で環境室で 100%沸騰したのか、きっとそう言っても機能を損なわない設計であること。
0:14:14	つきまして強度評価運搬、運搬時の環境を考慮した構造強度評価なしサトウ機器仕様ということで今回金属構造体というところで、1 度も影響ないということを確認しております。
0:14:27	続いて斜線ですけども、今回運搬容器については金属構造材で構成されてます。無機物になりますので、放射線の影響が交付まず。
0:14:37	続いて荷重につきましても先ほど耐震のところでも出てきますよね地震荷重を考慮しても問題ないことを確認してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:44	あとレンジはにつきまして今回で容器自体は電子部品を含んでますので電磁波の影響はないです。
0:14:50	もっと周辺機器等といったところでこちら運搬容器自体も不燃物し、なので火災による影響を受けないということで周辺の人も考慮不要と。
0:15:00	あと設置場所ですけども設置場所にあるベース 15 館等の立ち入り頻度とか、あと、最低時間等を考慮することで従業員の被ばくが十分に安全に管理できるレベルに抑えてることを設計案と設計としております。
0:15:14	最後になりますけども、冷却材ということで今回運搬容器自体冷却材通さないのが影響がここで不要ということになっております。
0:15:21	十四条以上となりましてぜひ、続いて 20m以下が 20 ページ目設計基準対象施設の機能の 15 条になります。
0:15:31	15 条のまず第 2 号になる、2 項になるんですけども、DB 施設は、その健全性能力を確認するため、発電用原子炉の運転中または停止中に必要な箇所の保守点検ができるよう施設しなければならないと。
0:15:46	なっております、現用BPでの設計構成員としましては太字に書いてあります通り、ゲームBP運搬容器はPOS点検、学会感覚になるんですけども、
0:15:57	こちらができる構造と、さらにSジオパーク点検できるような配置とさすという設計方針とさせていただいております、続いて 2 から 21 ページ目をご覧いただきたいんですけども、今回の公認申請図書の図面の一つになるんですけども
0:16:13	NBS 時保管法内での他の配置にあたっては、その下の図の添付の通り容器の間隔を目安としては 40 センチ以上程度確保するような形で配置して、点検できるような配置とするという設計にさせていただいております。
0:16:30	続いて右肩 22 ページ目になるんですけども、この中同じく 15 条の第 6 項、こちら前弧安全施設安全設備の安全設備を、
0:16:40	二つ以上、発電技術施設で共用し、また相互接続する場合には安全性を損なわないよう施設しなければならないと。
0:16:48	なっております。今回ゲームBPの設計方針としまして、外部射撃番号を今回 1 から 4 号機共用させていただくんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:56	共用にあたって、続いて右肩 23 ページ目になるんですけども、今回共用することによって容量がちゃんと満足されてるってことを確認しております、
0:17:07	具体的には今回外部車検番号、今もともと 12 号の外部車検の工事で 1849 立米、保管物あるのに対して今回の減容 B P の工事で追加、玉突きで入ってこの 190 日、
0:17:23	合わせても、約 2000 ほどということで、もともとのフォームでとってます容量 8300 立米以内に収まっているということを確認した安全性は損なわないということを確認しております。
0:17:35	続いて、右肩、24 ページ目になりましてこちら 39 条の廃棄物処理設備等ということでこちらが現用 B P 運搬容器の前に該当するよう、条文となります。
0:17:46	要求としましてはまず第 5 号のところの流体上の放射線廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に設置されたものから発生する高放射性の固体状の廃棄物、
0:18:02	放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取り扱い中における葬儀その他負担に対し、かつ要件破損しないものであること。でこそただし書きで管理区域内でなくて、運搬使用されるものについてはこの限りではない。
0:18:16	あわせて第 6 号、6 号のところの内部に放射性放射性廃棄物を入れた所の場合に、放射線障害を防止するためにその表面の線量当量率及び、
0:18:28	表面から 1 メートルの距離における線量率が、原子力規制委員会の削減線量当量率を超えないよう、遮へいできるものであること。
0:18:36	こちらも同様に、ただし、管理区域内で手を使用されるものはこの限りないとさしていただいて、しております、
0:18:44	今回 M B P につきましては設置許可のときにもちょっと議論させていただきまして通りあと 1 メーターの線量当量率を満足させることがちょっと難しいということで、減容 B E P U は遮へい機能する容器には収納するんですけども、
0:18:59	一時的な管理区域を設定して運搬するという構成にさせていただいております。
0:19:07	今回、運搬容器に関する

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	強度評価等の評価結果右肩 25 ページ目からになります。まず 25 ページ目強度評価ですけども、
0:19:18	今回MVPの運搬容器につきましては、運搬中の現用BPの保管場所変更作業において、取り扱い中とか運搬中における加速度等を考慮しても、
0:19:30	容器の構造材の胴の導体部分だと蓋及びトラニオン昇も含めて、発生する応力は許容力以下で満足することを確認しております。
0:19:41	評価結果の計算結果は下に書いてる通りで収材料としてはSS400を使っておりますけども強力に108に対して十分低い値、
0:19:51	応力が包絡されることを確認しております。
0:19:56	続いて右肩 26 ページ目が、資料6、工認の資料6、散逸防止に関する説明書の抜粋になるんですけども、
0:20:06	新設する現用BP運搬系につきましては開放部及び排水用の貫通部に対しまして、スタッフ及びバブラー用の蓋の取り付けボルトの取り組みによって、放射性フクイの散逸を防止する設計とさせていただきます。
0:20:23	続いて右肩 27 ページ目になりまして、こちら添付資料の7の減容ビビ運搬容器自体の銑帯につけた熱除去計算書の抜粋になるんですけども、
0:20:36	今回、引用BP運搬容器設計するに当たりまして、放射化放射エネルギーが最大となる利用BP、
0:20:43	が、最大数の具体的な12台なんですけど、収納されたバスケットがさらに四、五ある状態で減容BP運搬容器に収納されるものとして、
0:20:53	保守的な評価を行った上で、容器の刀禰遮へい機能と除熱機能を評価しましたが、
0:21:00	表記の表面線量率は2mSv以下具体的に厳しいところに1.8mSv以下であること、また発熱に関しましても、一応0.01キロワット以下ということで、十分自然冷却が可能であることを確認しております。
0:21:16	続きまして右肩 28 ページ目ですけどもこちら40度共同切廃棄物貯蔵設備となっております、
0:21:23	こちらにつきましてはゲームBPでの設計方針というところで、まず城経営数値、蒸気発生器保管庫、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:31	続きましては1号と2号機で発生した現用者なる小出を十分貯蔵する能力を有した
0:21:39	合わせて外部遮へい外部遮へい教官につきましても、1号機のSGR34号機の分いろいろ発生したコンクリート等が十分保管する能力を持ってますと。
0:21:50	江藤辻岡区にその減容日を入れた容器等に封入して、減容した場合、ポイントを共同することによって、放射性物質の汚染拡大防止を高齢者設計とすると、設計を進めさせていただいております。
0:22:05	右肩29ページ目ご覧いただきたいんですけども先ほど外部車両確保の容量については説明させていただいたんですけどもこちらでは残りのSG保管庫の今回、
0:22:16	他の容量について記載させていただいております、今回現用BPを新たに保管する原案BPM60立米、もともと公認で容量申請させていただいての500立米となっておりますが、
0:22:30	今回、玉突きで外部しゃへい営業担当に持ってくるのが190立米あるということで、合計としましては370立米ということで、保管、
0:22:41	その他の保管容量としましては500立米として十分満足していることを確認しております。
0:22:49	あと最後になりますけど右肩30ページ目で42条の生体遮へい等というところで、今回、今回内容物の方に変更しますので遮へい計算の方を行っております、
0:23:02	遮へい計算結果については右肩31ページ目に、こちらがAとBSGAアートA-B辻岡久野江藤元予備を保管した状態での、
0:23:14	まず壁画表明ということで管理区域境界値である1.3ミリシーベルトパーAさんが3ヶ月、
0:23:22	以下であることを現用BPを保管しても管理区域境界値を満足するというのを、遮へい結果に確認しております。
0:23:30	合わせて右肩32ページ目ですけども、今度、引き続いて管理敷地境界のにおきましても、今回新たに減容BPをSA情報交換に入れたとしましてして、直接ガンマ線とスカイシャインガンマ線評価しましても、
0:23:47	もともと数字今回のBS情報韓国以外の高浜発電所に歩き、既設の建屋等の線量含めましても、発電所の敷地境界外における線量

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	が年間 50 マイクログレイ以下であることを確認しております。評価結果の方は右下の方になりますけども、
0:24:04	今回MVP入れたとしましても評価結果 35.4。
0:24:09	マイクログレイパー年ということで 50 マイクログレイパー年 5 回というのを下回ってるという評価結果になっております。
0:24:17	以上となりまして最後 33 ページ目ですけども、今回高浜 1 号機 2 号機を再現した場合のプロフィールの変更に関して技術基準に適合していることを確認しておりますと。
0:24:29	資料 1 の説明につきましては以上となります。
0:24:36	認識にしろ規制庁ミヤジマです。
0:24:39	資料 1、及び全体的なことで、何点か質問させていただきます。
0:24:46	7 ページあたり、資料 1 でいうと 7 ページなんですけれども、減容バーナブルポイズンの運搬用容器が、このように、
0:24:58	構造等書いてあるんですが、
0:25:02	ちょっとこれ
0:25:04	等を運搬する。
0:25:06	ときの、この
0:25:08	例えば容器落下等の想定される事象についてどのように評価しているのかというところの説明はしてもらおう。
0:25:24	まず、まずそれ聞きます。はい。
0:25:26	すいませんちょっとその前になんですけれども、7 ページ、
0:25:30	銅板の厚さだったり遮へい材の選定についてちょっと妥当性がわかる情報等、説明してもらえたらと思うんですが、
0:25:39	いかがでしょうか。
0:25:43	はい。
0:26:18	すいません。規制庁宮嶋です。はい、どうぞ。はい。申請書でいうと、添付 2 の添付 2-1-6。
0:26:29	っていうページが振られていましてここ、バーナブルポイズンの運搬用容器についての
0:26:36	設定根拠でしたり、最高使用温度、個数ってこと書いてあるんですけども、
0:26:42	それに関連するのかなと思ってまして、銅版厚さ、遮へい材の選定について、
0:26:49	こういう根拠で設定してますっていうところの、
0:26:52	情報というのが欲しいなと思ってるんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:05	関西電力の福原です当間担当につきましては、一般的な他の用キ ーにも用いられている材料をとということで選定しております、 戸松さんについては、必要な遮へい厚を稼げるような厚さという ことで、
0:27:22	この本の数字に設計上至ったというところでございます。
0:27:29	はい。規制庁宮嶋です嘘の根拠というか、要求についてっていう のはこの
0:27:37	資料2の、この設定根拠の資料。
0:27:40	に記載する必要ないという
0:27:43	ことでしょうか。認識でいるでしょうか。
0:27:54	関西電力の福原ですちょっと今、内藤課長確認しますのでお待ち ください。
0:28:18	丹さんのヤマギシですけど。
0:28:20	北さん設定環境の書く内容は、
0:28:24	実は6冊の別表2の、
0:28:27	添付資料の下段のところにありますけれど、
0:28:30	ここに
0:28:31	尾藤君。
0:28:34	ここを磨かれてませんので、
0:28:38	記載不要と考えて、
0:28:40	以上です。
0:28:52	はい。
0:28:54	ちょっと確認します相馬佃さん。
0:29:00	規制庁のトガサキですけど。
0:29:04	この別表で、
0:29:07	皇室要目表に記載すべき事項というのが、7ページの2の(6)に 書いてある通りに、
0:29:17	書いてあって、そのCをちゃんと書いていただいているんですけ ど、
0:29:22	それに対して、先ほどの、
0:29:27	設定根拠の説明書の方で見ると、
0:29:32	容器運搬容器については、最高使用温度等の個数しか書いてない んですけど、
0:29:39	それ以外の情報を書かない理由というのは何かある、あるんです か、っていう質問です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	ですから、
0:29:49	添付2のこの設定根拠に書く。
0:29:53	内容は、この別表2、
0:29:56	下段のこの添付書類とかありますけれど、
0:30:01	そこの共通部分のところで、
0:30:03	設立記載事項のうち、容量または注入することは、
0:30:08	患者、
0:30:11	本件に関する時に手話、
0:30:15	と書いてありますので、その中で、今回を受けて、該当する部分。
0:30:20	を書かしていただいと。
0:30:22	これも普通の方にも共通内だと思いますけれども、
0:30:26	あ、すいませんもう一度、別表のどこのことを説明されてますか。
0:30:34	作るのは、別表第2はい。
0:30:39	どう。
0:30:40	この下に、
0:30:41	登録書類ってところありますけれど。はい。
0:30:45	これも一番最初の、
0:30:47	その原子力発電所施設に共通部分。
0:30:52	最初のところありますけれど、
0:30:55	そこにずっといろいろ、最初でいくと送電関係一覧図。
0:31:01	からずっといきますけれど、
0:31:04	そのところに、
0:31:06	札物記載事項のうち、
0:31:09	要領、
0:31:11	またいっぱい書いてあんですね。
0:31:16	その設定根拠に関する説明ちょっと書いてあるんですよ。
0:31:21	その設計根拠各項目がずらずらと全部、
0:31:26	ここに書いてあるので、
0:31:28	その中で、今回の対象設備、
0:31:32	一般1人をもって書いてあるなりを置くってことです。麻生は笹花田です。
0:31:40	今は、
0:31:44	再婚使用運動。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:50	うん。
0:31:53	作業を發揮してる。
0:31:56	阿保そうですね。
0:32:00	節別記載事項のうち、
0:32:03	容量元注入速度最高出力最高使用温度個数、
0:32:08	とありますので、本来の表記で、
0:32:12	容量、
0:32:13	もうすぐ
0:32:15	裁判所のところすると記載していると。
0:32:21	いう形になってます。
0:32:24	これは本人の記載の基本事項かなと思いますけど、
0:32:28	規制庁のトガサキでちょっと要領っていうのが、
0:32:33	ちょっとタンクの容量とかなのかもしれないんですけど
0:32:36	設定公共だから個数だけじゃなくて先方とかもその容量をあれで すね確認するために必要はない、ないですかね。
0:32:53	それを、容量を算出するための、
0:32:57	寸法ということですかね。はい。
0:33:00	そうそんなことはしてないですね。
0:33:03	そうですね。だから、もともとその要目表に要領が書いてあっ て、
0:33:09	その設定根拠。
0:33:11	そして、中で駿東から計算したルールはこれなんですっていうの は書くかもしれないんですけど、
0:33:18	またまたその寸法が書いてあるから、
0:33:21	先方に対しての設定根拠を付けるってことはないですね。
0:33:26	ここ、今回の場合でも、あれですか用運搬容器の個数だけがあれ ば、
0:33:34	問題ないという考えですか。
0:33:38	大橋津野っていうふうにそう書いてあるので、うん。項目に対し ての説明書をつけていると。
0:33:46	そういう費用です。はい、わかりました。整理としてはわかりま した。ちょっとちょっと必要情報が、なないかとかっていうのは ちょっと後程確認させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:59	ちょっと待ってた関西電力の福原です。少し整理させていただきますと、今本日ご説明したパワーポイントの7ページに要目表がついてまして、そこにこの運搬容器に関する情報として、
0:34:17	種類から始まって最高使用運動にすると、材料個数と、出てきますよねというところで、ほんで、ここでスペックは右側に当然数字なり出しなりが書かれているわけですけども、規制庁さんの方のお考えとしては、
0:34:34	今ここに書いてある数字なり材料が、なぜこれでいいのかっていうのが、添付資料2、全部書いてあるべきじゃないのかと、いうようなふうに今ちょっと受け取ったんですけども、
0:34:47	それに対して今ヤマギシの方からは、別表2で書くべき項目というのが決まっていますそれを読むと、本日私の方からお出しさせていただいている資料の通り、最高使用温度と起こすを書くもんだと、いうふうに我々としては、
0:35:04	およんで資料を作成していくまず今の議論はそういう議論なのかなと思うんですけどもかみ合ってますでしょうかねそれで。はい。規制庁の高崎です。はい
0:35:15	今、テンプレに鵜飼である項目を選んだ理由っていうのはわかりましたので、
0:35:25	ちょっとその上で、その必要な情報とかが、ちゃんとふく網羅されてるかっていうのはちょっと我々確認して必要だったら、
0:35:37	補足説明で説明してもらおうか、場合によってはこういう、
0:35:42	とし添付書類ですね、に記載が必要なのかっていうのをちょっと考えたいと思います。
0:35:49	はい。関西電力の福原ですありがとうございます。我々もですねいろいろ過去の同種工事やったりとかそこら辺を参考にしながら、ここに書くべき当然元になる規則別表もちろん探してますけども、
0:36:05	見た上で我々これが動くのがよかろうということで申請させていただいてますので、そこら辺設ける我々も規制庁さんの方でもよくご検討いただければというふうに思います。ありがとうございます。
0:36:24	はいすいません規制庁宮嶋です。
0:36:27	ちょっとこれ関連するところなんですけど、先ほどちょっと言ったんですが、運搬中の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	どういうふうには運搬作業して
0:36:38	この
0:36:42	じゃちょっと、これは後程聞きます。
0:37:31	すみません、失礼しましたミヤジマです。ちょっと8ページのところ先ほどちょっと詳しく説明していただいた箇所なんですけれども、
0:37:43	ここに、当間変更前、前後ともに、
0:37:47	原子力利益、原子炉冷却材するコマンド以内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬するための容器は、
0:37:58	設置しない。
0:37:59	という。
0:38:00	記載をしてもらってるところなんですけれども。
0:38:04	ゲンヨウバーナブルポイズンそのものっていうのは、この
0:38:09	当然原子炉冷却材圧力バウンダリから出たもの。
0:38:13	ということで理解でまずよろしいですか、よろしいですかという確認をさせてください。
0:38:20	関西電力の芳野ですけどもご認識の通りでして今回減容バーナブルポイズンについては原子炉圧力アンバンドリングから発生した放射性廃棄物議会といたします。
0:38:31	はい。衛藤その上でなんですけれども、
0:38:35	この記載、
0:38:38	は、
0:38:40	まず技術基準規則から引っ張ってきてるのかなとも思いますし美浜C I Rの時も同様の書き方をしてますということだったんですけれども、
0:38:51	今回のその運搬だったり保管なってるっていうものはもうすべて、管理区域内で閉じますという宣言。
0:38:59	ということでしょうか。
0:39:03	関西電力の芳野ですけども、今回の作業場所である建屋の管理区域でして運搬経路も一時的な管理区域設定しまして、最後保管場所の管理区域ということで、すべて管理区域内で作業が完結するものと考えております。
0:39:22	はい。規制庁宮嶋です。許可のときに、一時的な管理区域を設定してあります。運搬します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:32	ということは議論させていただいたんですけれども、
0:39:36	それー、
0:39:37	表面線量が、管理区域外でいろいろ作業できる線量を満たさないと、ということで、
0:39:44	一時的な管理区域を設定しますということでやってもらったんですけれども、
0:39:53	せ、後任のこの記載、
0:39:57	生かすのかな。
0:39:59	止まってくださいちょっと整理する。
0:41:22	すいませんお待たせしましたミヤジマです。ちょっとこの、
0:41:25	後に記載についてなんですけど、技術基準規則の
0:41:30	39条、廃棄物処理設備等のところあるんですけれども、
0:41:36	すいません。はい。資料1の20、右肩の24ページですね、ここの記載なんですけれども、
0:41:43	ここに江藤39条の廃棄物処理設備等というところをつけていただ
0:41:51	ここの、午後6号関連条文として5号と6号はあります。6号につ
0:42:00	線量当量率、
0:42:03	を超えるものは管理区域内で使用しますというところでこういう
0:42:10	5号については、
0:42:12	これはただし書き、
0:42:15	の前の記載。
0:42:17	この本体の記載。
0:42:19	での整理なのか、それともただし書き管理区域内においてのみ使
0:42:40	関西フクハラで少々お待ちください
0:43:11	関西電力の芳野ですけども、ちょっと質問の意図をもう少し確認
0:43:24	それに合わせて5号についてもその管理区域一時的な管理区域を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かっていって、ご質問されてるのかなと思ってその認識で合ってますでしょうか。はい。そうですね。午後についてよく中だと普通に
0:43:43	この限りではないのではなくて普通に細野本部の要求事項について、対応して記載してもらっているのかなと思うのでその整理ただし書きを適用しているのかどうかの整理っていうところを1回ちょっと明確にしたいと思う。
0:44:02	宗監査ヤマギシですけど。
0:44:06	一応条文適用にあたっては、
0:44:08	今回、今回の運搬につきましては、1時間区域を設定して、
0:44:15	運搬するので、
0:44:16	ここの本僕もここにただし書きがあるので、
0:44:22	両方ともただし書き。
0:44:24	を設定するは、適用すると。
0:44:27	だから、もともとのその基本設計方針のところ、
0:44:32	ここ線路を運搬する容器を設置しないと。
0:44:36	より中継、
0:44:38	にしています。ですけど、その遮へい、
0:44:42	容器のその遮へい機能に期待してるので、
0:44:46	その遮へい機能、
0:44:48	を確認するために、今回の
0:44:53	運搬容器分配を器具整理するのか、或いは生体遮へい装置で整理するのかとありますけれど、
0:45:00	この作業自体そのもの自体が、廃棄物を運搬する容器になるので、
0:45:07	処理装置の固体廃棄物運搬機に整理して、その中で遮へい機能、
0:45:15	今日も合わせてですけど、そこを確認していると。
0:45:20	いう位置付けで整理しています。
0:45:25	ちょっとややこしいですけど、
0:45:27	ご理解いただけますかね。
0:45:31	規制庁のトガサキですけどちょっとここがですねななお書き、8ページで見ると、
0:45:38	ナナオがキーで各今回の運搬要求ってのは書かれてるので、このななお書きの位置付けがちょっとよくわからなくて質問してるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:50	要目表上は、ここのまた書きの
0:45:56	前段部分で、その交渉、放射性の答えき物を、
0:46:01	運搬するよう容器として申請されて、その設計の説明書とかも ついてますので、
0:46:08	それだとナナオがキーではないと思うんですけど、
0:46:12	今、管理区域内で、1時間クリアで運搬するっていう部分もあるので、 そこも適用はされてると思うんですけど、
0:46:23	ちょっとその関係が、
0:46:27	その基準対応でどういうふうに整理されてるかっていうのがちょ っと不明辺明確だったのでこういう質問をしています。
0:46:36	関西フクハラで少々お待ちください。
0:48:07	すいません、関西の山岸です。
0:48:10	ここはもともと、
0:48:13	PRと記載になってきていて、確かに、
0:48:19	自分が作ってても、なんでこんな日本語んなってるのかなと。
0:48:24	或いは、設定しないとしながら、要目表をつけてるのかなと。
0:48:29	フォーラムにちょっといろいろ議論はあったんです。ですけど、
0:48:36	交換する。
0:48:39	固体状の廃棄物を管理部において運搬する容器を設置しないと1 メーターを満足しないので、
0:48:46	そういう表記がないから、ここを設置しないと、何か来ます。で すから今回の作業にあたっては、
0:48:54	その時をこの中で、
0:48:58	果たしていただいと。
0:49:01	もともとは、
0:49:03	ちょっと今日はすると、もともとの30分。
0:49:10	9条の第5項第6項、
0:49:13	ここにもともとただし書きがあるので、
0:49:16	管理区域を設定するのであれば、容器に関して、
0:49:22	許可が不要ではないかという話。
0:49:27	出てきたの。
0:49:29	ですけど、そこはやっぱりその先企業はもともと機能を期待して るので、この再編機能を、
0:49:39	確認する。
0:49:41	多分、何らかに紐付けて、申請書、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:46	書くべき。
0:49:48	と。
0:49:50	判断してます。
0:49:52	それが
0:49:53	先ほど見ていただきました、説明しましたけど、
0:49:57	再作り、
0:50:00	処理設備の、
0:50:03	廃棄物運搬容器で紐づけて、その際には、今日も、
0:50:10	どうも気をつければ興味進んで出てきてしまいますけれど、
0:50:13	容器に紐づけるのか、そういう取り立てに紐づけて、しゃべり方を見るのかと。
0:50:20	その中で、
0:50:23	そうですね、携帯からふさわしいのガウンパイルおっけい。
0:50:28	答える運搬人があるので、
0:50:31	要目表として先輩オキフェースにしよう。
0:50:36	これ要望強度運搬容器にするとすれば、必然的に、もともと、
0:50:42	旧六郷
0:50:44	両木崎市内としてますけれど、そこら辺を目標に、
0:50:48	番地を整理したからには、添付するのね、強度とかも説明すると。
0:50:56	いう整理。
0:50:58	申請さしてもらってます。
0:51:01	ちょっと説明になってくるから。
0:51:04	規制庁の外崎ですけどちょっと、いずれにしてもちょっとすんなり申請書の要目表と、
0:51:13	ここの基本設計方針の文章を見ると、ちょうど矛盾してるように見えるので、ちょっとそこはちょっと説明を、
0:51:24	ちょっと整理していただきたいと思ってます。あと、この間、ここのただし書きっていうのは管理区域の絵の中で、
0:51:35	運搬するような場合は、この限りでないというのは、それは本当の管理区域の中でいろいろ動かす場合には、
0:51:46	いちいち容器とかを入れなくて運搬とかする場合もあると思うので、そのための機器の規定だと思うんですけど、今回は管理区域の外に1回出して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:59	違う管理区域に移動するっていう、本来であれば、その事業所内運搬が起きますので、そのときにはその容器に入れるっていうのが、
0:52:10	基本だと思うんですけど、関連さんも基本はそういう考えだと思う、思うんですけど、そのあと1メートルが満足できないから、その部分だけは、その一時管理区域で、
0:52:25	担保するっていう整理だと思うんですけど、
0:52:28	ただで一時管理区域の場合も、ただし書きがですねちゃんと適用されるっていうことを、ちゃんと説明してもらいたいと思ってるってまして。
0:52:40	だから管理区域7波のちゃんと対応をちゃんととられるってことですね、そういう説明が必要になるんじゃないかと思ってるってまして、今のその申請書だと、
0:52:54	そこら辺があんまり書いてないので、どういう経路でどういう
0:53:01	対応をとって、ちゃんとあつと1メートルが100マイクロ満足にできない部分を担保されるかっていうことが書いてませんので、
0:53:12	そこら辺がないとこのただし書きがその適用できるかっていうのも、判断が難しいというふうに思ってます。以上です。
0:53:22	完全じゃないです。
0:53:25	この規定規則の種類は多分、
0:53:29	頭取さん言う通り、
0:53:31	だと思ってます。
0:53:33	ですけども、うち1時間1時管理区域でありますけれど、管理としては、このただし書きの管理部って何だ。
0:53:41	梶本さんだ。その一時管理区域の設定。
0:53:45	内容ですかね。
0:53:47	そういうところは、資料に充実させてもらいたいと。
0:53:51	思います。
0:53:54	はいありがとうございます。ですからこのちよつとなおがキーとかこの基本設計方針の、このまた書きの直樹の関係と、
0:54:05	その要目表の生成整理との関係ですねそこら辺をちよつとわかりやすくちよつと説明を
0:54:13	してもらいたいと思しますので、あと、その一時管理区域で、ただし書きを読むというのであればそれを具体的に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:25	保安規定とか下部規定に書かれる内容になるかもしれない、ないんですけど、そこら辺はちゃんと、この施行令の審査でも説明をお願いしたいと思ってます。
0:54:43	了解しました。だからその一時管理区域のところは、
0:54:48	先ほども説明があったと思いますけれど、既存の保安規定の中に、もともとその一時管理区域を設定するとかですね。
0:54:58	そういうところももうすでにルール化されてるので、その中の範疇かと思います。
0:55:05	規制庁のトガサキですそのルール、
0:55:09	一般的なルールだけだと、実際に例えば経路がどうで、その間、どう具体的にどういうふうに
0:55:20	パッと1メートルが100マイクロを満足できない部分を、その管理、一時管理区域境界で、その基準を満足させるのかとかですね。
0:55:30	あとそこの中の従事者の被ばく管理をどうするのかとか、そういうのがおわかりわからないので、そこはちゃんと、
0:55:41	管理区域の中でちゃんと運搬が行われるっていうのと、同じだっということがちゃんとわかるような説明は必要だと思ってます。
0:55:56	関西の山岸です。
0:55:59	具体的な内容のこういう段階で確認する一応、補足説明資料の中で、今回の作業の具体的な
0:56:07	理由で管理区域の設定の仕方、そういうところは、充実したいと思います。
0:56:14	谷野フクハラですすみませんちょっと今の議論をもう少し、整理だけなんですけども、そのあと1メートルの基準を満足している容器、
0:56:27	を使って運搬している場合と、今回のように、あと1メートルの基準を満足してない容器で一時的な管理区域を施しながら運搬する場合で、
0:56:40	同じような放射線管理ができるんですよということを、資料に説明するというそういう感じですかね。
0:56:49	そうですねいずれもこのただし書きを適用されるので、ただ、この足しだ、ただし書きについての妥当性を確認しないといけないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:00	それはだから正がきいというのは、そのただし書きじゃない規定と同等である必要があると思いますので、さっきおっしゃられたようなことですねまだあと1メートルの
0:57:12	100メートル100マイクロ満足する。
0:57:16	状態。
0:57:18	での運搬と同等の安全措置がとられているかということ、ただし書きの適用の妥当性として確認したいと思っています。
0:57:28	はい。関西電力福原です。了解いたしました。
0:58:31	規制庁前です。
0:58:32	11ページなんですけど、
0:58:39	単なる記載の話ではあるんですが、
0:58:46	赤線が
0:58:49	A、
0:58:50	変更事項にアカセも変えて、
0:58:54	この上の方も記載、赤線。
0:58:59	赤い点、
0:59:02	集約の、
0:59:03	一行下で、2行下です。
0:59:07	あるのかな。
0:59:08	真野相川
0:59:14	関西電力の芳野です。赤線の付け忘れがありましたのでこちら修正させていただきます。失礼いたしました。
0:59:22	はい、了解です。
1:00:39	越冬
1:00:50	あ、13ページのところですけれども、
1:00:53	F G保管庫2、
1:00:57	一般的な言い方をしますとS G保管庫に、
1:01:02	新たに今までなかったものを、
1:01:05	しかもそ授業物を入れると。
1:01:08	ということで村長要物。
1:01:11	を入れることによってそのS G保管庫に、
1:01:17	新たに設計上考えることが、
1:01:21	あるのではないかと、考えることと例えば、従業物を入れたときに、地震が来たときに、
1:01:29	保管庫は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:33	耐えられるだろうかと、そういった観点での検討というものが、
1:01:39	考えた場合に
1:01:44	この13ページに書いてある、
1:01:47	第5条とか、そういったところについては、或いは火災でもいいんですけれども、
1:01:57	保管庫としての検討ははい。
1:02:00	あるのかなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。
1:02:24	関西フクハラで所長松川さん。
1:02:34	今のご指摘はこの13ページの表で、第5条とか、第11条ですかね、が審査対象欄のところは×になっているのが、
1:02:48	午後0にしなくていいんですかというご指摘のように受けとめたんですけれども、その理解で合ってますでしょうか。はい。それでいいです。
1:05:55	菅笹沼技師です。遅くなりましてすいません。
1:06:02	資料番号2のですね、
1:06:07	量8分時、
1:06:08	申しあげました16ページ。
1:06:14	うんありました。
1:06:22	聞こえますでしょうか。
1:06:24	はい聞こえますどうぞ、続けてください。
1:06:29	資料白新野。
1:06:31	16ページから、
1:06:33	一応
1:06:35	井口家でもたりする。
1:06:38	んかね。
1:06:40	平易。
1:06:42	なるほど表をつけてます。
1:06:44	一応この中では、
1:06:47	大変所基盤と第5条ありますけれど、
1:06:52	この辺が、
1:06:58	建屋、建屋の設置ではないので、
1:07:02	両方とも関連しないという形には令和してます。
1:07:08	今回のこの市場慣行ある外部社長会コウノ耐震がCクラス。
1:07:14	なので、
1:07:15	基本的な基本方針しかなくて、とにかく多分何も変わらない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:24	将来的にはですね、私はこれ、
1:07:28	他のチーム。
1:07:29	大変後になるので、
1:07:31	重量の増加を考慮して問題ない。
1:07:37	というのが確認しています。
1:07:42	これが、
1:07:44	懸念してるとかそういうところなんですけれども、重要物が出ても、問題がないというのは、この申請書とか、
1:07:55	添付とかどっかに記載とかあります
1:07:58	新推奨添付書類の中にはない。
1:08:06	基本的方針だな。
1:08:08	はい。
1:08:09	だからそのCCプラスなんで、
1:08:12	特にその具体的な評価結果までは、
1:08:15	この資料の中では出てこないと。
1:09:07	そういった
1:09:10	既存のものに、新たにこれは、
1:09:14	結構重いものが全部合わせると結構重くなると思うんですけども、
1:09:19	そういったものを入れても問題ないという、検討されたと。
1:09:25	何らかの形で、
1:09:33	明示とか明示というか、
1:09:41	補足資料等に、
1:09:46	いうことは、でき
1:09:51	衛藤。
1:09:53	入れると、より明確になると思うんですけどもいっばいですか。
1:09:59	はい。関西電力の福原です。社内ではですね確認した結果ございますので、それをちょっと少し評価することを考えさし、検討いたします。
1:10:18	はい。そのようにお願いいたします。
1:10:22	それ2款、
1:10:37	と合わせて13ページのところの、
1:10:40	第5条の地震による損傷の防止のところも、もう一度その関連性とか審査対象とかバスでいいのかと。
1:10:48	ところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:49	5件。
1:10:53	はい、了解いたしました。
1:12:21	すいませんちょ、少々お待ちください。
1:12:58	あ、規制庁甘いです。
1:13:00	20ページ。
1:13:02	をご覧になって欲しいんですが、
1:13:11	20ページ或いは22ページもそうなんですけども、設計基準対象施設は、で始まる。
1:13:18	ところがあるんですけども、
1:13:21	本当、20ページは、意外とから半径ですね、20ページの設計基準対象者数は、
1:13:27	この場合に考えている、その設計基準対象施設というのはどのようにお考え、考えていっているのでしょうか。
1:13:41	オノヨシノですけども、今回この15条の適用を考えてる施設は現用BP運搬用容器、
1:13:50	を考えてますけど答えになってますでしょうか。
1:14:19	はい、了解しました。
1:16:03	すいません。お待たせしましたミヤジマです。続いて私の方からちょっと1点質問させていただくんですけども、
1:16:11	24ページ、先ほどもちょっとお話した3、技術基準規則の39条の5号のところなんですね。衛藤。
1:16:21	これで明日、
1:16:23	バーナブルポイズンの
1:16:25	運搬貯蔵容器について午後、一部、基本的な考え方としてただし書きでやりますとは言い、言いつつも、一方で性能としては、この前段の
1:16:36	この本文記載の要求事項を考えていますという、整理かなと理解した上で、ちょっと質問させていただくんですが、
1:16:46	そのバーナブルポイズンの運搬貯蔵容器、
1:16:49	そのものについて、資料2とかでこういうふうな作業基準でやっていきますよというところの説明がありますと、一方で落下防止措置とか、
1:17:01	想定される、例えばアクシデントに対する対応でしたりその前提条件、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:07	だったり、その想定してる事象が正しいのかどうかっていうところのその説明というのは、どこか見れるところありますでしょうか。
1:17:24	今の趣旨なんですけれども、その後の、その前段のところにある取り扱い中における衝撃その他の負荷に対応というところの要求事項、これに対する
1:17:36	これに、この要求事項にどのように満足してるんでしょうかというところの質問です。
1:17:41	かつ要因は、破損しないものであること、これも、
1:17:44	です。
1:18:08	あと、関西電力の芳野ですけども、資料2の7ページ目をご覧ください。
1:18:18	こちらにつつ、
1:18:24	こちらに作業の前の概要、もうこまほふり分書かせていただいておりますけども、
1:18:31	多分バンクにあたっては落下防止措置という観点で、まず一つ目①の当間から容器の搬入ない震災後の半数。
1:18:40	その時でもトラックに乗せる時はちょっと図面ちょっとちっちゃくて申し訳ないんですけども戸倉車から江藤落下しないように、ワイヤートライアル分ワイヤー等で固縛するような形で落下しないような形で想定させていただいております。
1:18:55	その後の取り扱い中に発生する図書カード等衝撃等というところで言いますと、まだクレーンで取り下げ等々を行いますので、クレーンの
1:19:07	これによるその加速度を想定したりとか、またその運搬中におきましては、車の運搬加速度、
1:19:14	に対して耐えられるというような形で強度評価の方を行わせていただいております。
1:19:21	菅改善の一種ですけど、
1:19:23	あと補足しますと、資料の損分、
1:19:28	平尾さんの、
1:19:34	28 ページ。
1:19:39	かなと 30 ページ。
1:19:44	にかけて、
1:19:45	今回の原因Bの心配を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:50	この作業の流れを変えて、その中で、
1:19:54	コール荷重も考慮しなければならない。
1:19:58	そうですね。
1:19:59	そういうのをするんでしょ。
1:20:02	さらに、
1:20:04	30日の資料、
1:20:08	3-32ページ。
1:20:11	もうその
1:20:12	多分対応するにおいて、
1:20:15	こういう加速度、或いは、
1:20:18	その各部品、
1:20:20	どんな感じが変わるのかというのを整理してるんですけど、その中で、評価が一番厳しくなる点。
1:20:27	を評価して、この購入申請書、
1:20:30	記載しているか。
1:20:32	永見。
1:20:33	になります。
1:20:34	以上です。
1:20:37	はい。原子力規制庁ミヤジマです。衛藤。
1:20:40	そうですね。先ほどの、私も資料2-7から9ページを見て、こういうところ聞こうかなということを集めてたんですけども、同じく資料3の、
1:20:51	32ページですね、ここでまとめてもらってる荷重についてっていうのは、
1:20:58	作業予定、そのす履行するものの、
1:21:03	この項目というか作業がすべて正しく行われた際にかかるであろう、ちょっと厳しめに見た荷重を書いてもらっているところだと思うんですが、何か
1:21:16	例えば落下防止措置は、ワイヤーで括ってっていう話はあったと思うんですが、
1:21:21	何か、
1:21:23	例えばワイヤが切れて起こったりとか、落下をしたりとかっていうところっていうのは考えてますか。
1:21:30	想定されるアクシデントですねそういうところは考えて評価とかされてるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:38	感染が技師ですけれど、
1:21:41	こういうそういう利用するアンパン規則に基づくコウゲ装備であれば、一般部を走ったりするので、そういう事故時評価して、
1:21:50	一般の試験条件だったり、特別の試験条件、
1:21:54	容器の設計に考慮されますけれど、コウノ運搬のところは、そういう事故時、
1:22:00	を考慮した設計は考えておりません。
1:22:06	規制庁のトガサキですけど、構内運搬の事業所外運搬の容器を用いる場合は、手続きが省略されてると思うんですけど、
1:22:21	し、使用済み燃料とカーを運ぶときに、
1:22:25	やっぱり事業所紹介運搬の基準を満たした容器で運ぶっていうのもあると思うんですけど。
1:22:35	事業所内は、事故が起きないっていうのは、
1:22:39	どっかで
1:22:41	ちゃんと確認されてるんですか。
1:22:47	火山の話ですけど、
1:22:50	逆に聞かしていただきたいんですけど。
1:22:53	これの、
1:22:55	技術基準って、
1:22:57	どこに記載。
1:22:59	それ。
1:23:05	ちょっとそこは、
1:23:07	今ちょっとすぐ即答できませんけど、
1:23:12	あの時事故が絶対起きないっていうことはいえるんですか。
1:23:17	関西電力のフクハラ月あれも、事故は絶対起きないとは申してません。ただこの容器を設計するにあたって評価している荷重ってというのが、今日資料お出ししている通りですね、通常取り扱い。
1:23:34	その中で発生するものだけを本日の資料に記載しています。なぜならというと、二重ワイヤーであったりとか安全装置しっかりついてますので、基本的には何かすることがないと。
1:23:48	いうことを、そういう形にさせていただいてます。
1:23:55	規制庁のトガサキですまず、
1:23:58	の申請の考え方としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:01	ここに書いてある取り扱い時における衝撃その他の負荷っていうのは、通常の手理扱いで想定される。
1:24:11	負荷とか荷重を、
1:24:14	考慮していて、
1:24:15	事故時は、今は考えてないっていう。
1:24:18	そういうふうには理解したんですけど、そういうことでよろしいですか。
1:24:24	ですけど、ご認識の通りです。
1:24:28	非事業者の考えとしては、わかりましたのでちょっと令和、その妥当性については、後でちょっと考えたいと思います。
1:24:38	ヤマギシですけど、基本的にはそのコーナーの部分は実は不足、
1:24:44	88条。
1:24:46	基づいて運搬するのかなと。
1:24:48	思います。
1:25:14	規制庁の玉井です。
1:25:17	そっか。衛藤。ちょっと違う角度からなんですけども。
1:25:25	構内運搬、
1:25:27	えっとするところ、これは一時管理区域の中を構内運搬するという、ちょっと変わった。
1:25:35	そうなんですけども。
1:25:37	の今
1:25:41	私自身が今ちょっと質問する意図はですね、
1:25:45	通常管理区域から管理区域、管理区域内の、
1:25:50	移動というとは管理区域はしっかりした建屋でそれで移動するよと。
1:25:56	いうふうな安心感があるんですけども、
1:26:01	今回の管理区域と管理区域の中を、相当の距離を一時管理区域を設定して、
1:26:08	しかも、
1:26:10	その時に、
1:26:13	ただし書きを適用
1:26:16	してですね一時管理区域の中を動くというところで、
1:26:21	簡単な言い方をすると、
1:26:25	どこ通るんだらうかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:28	何もないだろうねという、井上委員もいた気持ちがちょっとあって、
1:26:32	そういうところは、おそらくそちらは
1:26:39	きちんとした道を、
1:26:41	を通過して事故が起きないように道を通るかというふうに思いますけども、
1:26:47	そういった
1:26:48	記載というのは、
1:26:54	つまり管理区域の中を、一時的な管理の中を移動する時の
1:27:01	機構と、いろいろ
1:27:04	はないだろうかというふうな懸念に対してですね
1:27:10	さっき宮路。
1:27:12	千葉の方が言ったような、何か穴があったらぽこっと落ちて、ちょっと想定外の事象が起こるんじゃないかということも考え、
1:27:19	でしまうんですけども何かといったことに関する移動に関するところの、
1:27:28	説明といえますか。行きますかっていう説明です。
1:27:33	あれば、もう少し
1:27:38	安心感というものが出るのかなというふうに
1:27:52	はい。関西電力の福原です。先ほどの少し話に出ました維持管理杭キーでの取り扱いにも関連するのかなと思いますので、
1:28:07	その資料の中にですね、どのように経路を選定するであったりとか、本番前の
1:28:16	下見であったりとかですねそこら辺の安全配慮をこのように行いますというような記載はそこの中に入れて、記載することを検討させていただきます。
1:28:33	了解しました。
1:29:39	規制庁甘いです。
1:29:43	話はちょっと違った話には入りますけども、
1:29:50	主事補管国井。
1:29:57	日バーナブルポイズンも入れましたと。
1:30:01	で、そのあとで、
1:30:05	それ自身を
1:30:07	保全点検する段階に、
1:30:10	施設管理の一つなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:13	言い方はいろいろありますが、保全点検の段階に入ると。
1:30:18	いうふうに、
1:30:20	なりますが、
1:30:22	この時、本当に適切にできるのか適切に点検できるのかということに関して、
1:30:31	図面、
1:30:37	添付、
1:30:40	原発の二重に図面が、
1:30:46	ありますが、
1:30:48	ありますが、もう少し実際に具体的にどのように、
1:30:53	保全点検をするのかと。
1:30:55	いうことに関して、
1:30:57	説明を
1:31:01	記載して、
1:31:03	していただきたいと思います。
1:31:22	例えばですね
1:31:28	これは上から見ただけの図なんですけども、実際の天体がどのような形になっていて、どのように、
1:31:35	点検するのか。
1:31:37	いったところそしてそれによって、
1:31:40	被ばくの点が図れるよというところが説明できるような、
1:31:44	そういった
1:31:45	情報があればというふうに思いますがいかがでしょうか。
1:31:54	最原料の小原です。
1:31:58	そもそも等、結局議論の時にもパトロール、保管した後どうやってするんですかっていう話があってそこは我々もご説明させていただいたと記憶してまして今、この資料を今、名指しされたんですかね。先ほど、
1:32:17	何か具体的な内容がね。
1:32:22	規制庁トガサキですけど教官の時もそういう議論をさせてもらったんですけど、要は、パッと1メートル、
1:32:32	がその100マイクロ宮野満たさないような状態で、運搬容器を運んで、それでこのSGとかの下とかでオクと思うんですけど、
1:32:44	かなり背線量が高いので、
1:32:48	それを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:49	どうどうやって、運んだり、あと嘘それが
1:32:57	置かれた状態でもその点検とかされると思うので、
1:33:01	そういう線量が高いところを、どうやってですね、点検するのかっていうのをちょっと確認したいと思ってますので、このちょっとスペースの関係が
1:33:12	平面図で示されてるんですけど、立面図とかの、ちょっと
1:33:19	つけてもらったりとかですね。
1:33:21	あと、運ぶ時に、
1:33:25	どうやって運ぶのかですねなんかちょっと距離を置いて運ぶとかっていうふうにおっしゃられたんで、どうやって距離を置いて運んで、下に僕振り込ませるのかっていうのを、
1:33:36	説明してもらいたいというふうに思ってます。
1:33:42	はい。関西電力の福原です。まずですね運搬のやり方ですけども、これ、かなりの重量物ですので、トラックとか輸送車両に乗せて、この建屋の前までは運んでいきます。ここまでは結構かと。
1:34:00	建物の中に容器を入れるにあたっては、ここの会社って言ったらわかりが大事ですねみたいなものに載せてですね落ち込んでいく中に引き込むというかオキっていうかですね。
1:34:16	といったようにジャッキアップしたものに乘っけて、荷重を預けてジャッキを下ろしていて最後提示させると、ていうような方法です。
1:34:28	確かにおっしゃる通り、少し線量高いところもありますので、そこは適切な作業広報ですね謝礼。
1:34:38	時間協議、被ばく低減の三原則ありますので、当然ALARAの精神にのっとって、現場でよくシミュレーションをしたりしてですねどうやってやるのが一番被ばくを抑えられるかと、というような候補、具体的な候補というのは少しこれから、
1:34:56	工事、飯沼馬場の
1:35:00	こういう仕様の中で仕様書を固める中で検討していくものかなと思っております。
1:35:06	あと保管、整地された後の日常的なそのパトロール点検については、当然外観目視ですので、基本的には日等の巡回点検による方法というふうに考えておまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:23	見えにくい部分については手紙棒鏡等、何か返しミラーを使いながら、点検するといった形で考えております。
1:35:35	以上です。
1:35:38	規制庁の藤勝木ですそれ許可の時に大体お伺いした話でしたので、それ、今後段規制に移ってますので、最終的に、
1:35:50	保安規定とか、下部規定とかで具体化されると思うんですけど、ちょっと見通しですね、というのをちょっと確認する必要があると思ってますので、
1:36:01	許可の時は確か何人が何分ずつ、あれですね搬入する時に作業をするとか、そういうことも説明されてたり、あと、
1:36:14	距離がどれくらいあるとかですねそういうのを説明されてたと思いますので、
1:36:20	見通しとして、どういうちゃことをやるのかとかっていう、被ばくがちゃんと低減されるのかっていうのを、
1:36:29	説明を、をお願いしたいと思ってますけど
1:36:34	審査会合の場で質問させてもらうというやり方もありますので、
1:36:39	対応については事業者さんにお任せしたいと思います。
1:36:54	浅井電力の福原です。許可のときにご説明させていただいた情報よりも、この詳細設計の設工認の資料が情報が、
1:37:06	へ少なくなっているっていうご指摘ですかね。
1:37:10	麻生規制庁のトガサキです少なくとも、そうですね今、
1:37:16	申請書には先ほどの図面だけだと思いますし、運用に関しての、
1:37:23	説明っていうのは、
1:37:25	補足説明を見る限りでは、
1:37:29	許可で説明されたようなことっちゃうのは、許可で確かめメールとかあれですよ。で、
1:37:37	回答いただいていた話だと思うので、
1:37:39	そこら辺は載ってないですよ。
1:37:43	ちょっとそれか、こちらでも確認しますが、
1:37:49	最低の許可のときに説明された情報ってのはいるんじゃないかと思えます。
1:37:55	関西電力福原です。了解いたしました。資料数、資料に付け加えたいと思います。
1:39:51	あ、すみません規制庁ツカベですすみません資料の2で、2-16ページ目からの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:58	ホストリヒョウ技術基準への
1:40:01	椅子取り表真子、今日はここを本当は精査させていただきたいぐらいなんですけど、
1:40:08	ちょっと後その添付資料のその要否について、
1:40:13	通常説明資料で、この資料はいらないっていうのを、
1:40:19	通常付けていただいていたと思うんですけど、今回つけていただかなかったのは何か理由があるんでしょうか。
1:40:47	規制庁ツカベです。すいませんか。神戸さん聞こえてますか。
1:40:52	関西電力吉水聞こえております。整理したものがございますので資料の方追加させていただきたいと思います。はい、わかりました。
1:41:02	先ほどの16ページ目からのその適合のマルバツで、
1:41:10	T
1:41:11	先ほどの18ページ目の処理設備のところは、
1:41:17	第5号、第6号の関係で、
1:41:20	ここだと、
1:41:23	管理区域だからという形では説明されていないので、やはり
1:41:29	説明がちょっと一貫していないですねというところと、
1:41:34	あと17ページ目で見ていてやはり気になるのが、
1:41:38	材料構造十七条がバツになっている点で、
1:41:42	Dクラス3容器にしていないからということだとは思いますが、
1:41:48	これクラス3にするような考えはないんですか。
1:41:57	菅さんの会社ですけど。
1:41:59	今のところもこれ、それ北井流体の曜日じゃないので、
1:42:05	今のプラス。
1:42:07	しか整理しておりません。
1:42:10	はい。
1:42:12	規制庁ツカベです。
1:42:17	実はもう、
1:42:18	結構乾式キャスクとかもクラス3って、
1:42:21	申請をされていったりとかですね。
1:42:25	です。
1:42:26	今回、
1:42:28	容器については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:30	P S Ⅲにされてると思うので、ちょっとその、
1:42:37	ここの十七条が外れてし、仮遮へい能力を、税金を有するという、
1:42:43	説明と、その
1:42:46	蔵数ノンクラスですという説明が、
1:42:51	整合しているのかという点。
1:42:54	楽器になっていまして、
1:42:57	今のお話だと、むしろ液体ではないかと思っても、
1:43:05	この
1:43:06	技術基準を、
1:43:08	解釈、
1:43:12	す。
1:43:13	液体については倉沢にしろって書いてあるってことですよ。そう。そう。あれについては、そのクラス3は書いてないと。
1:43:22	さくらそう病書いてないので、
1:43:25	多分問題ないかなと思いますけれども、
1:43:28	そうですねで、単純に大型の機器を、
1:43:35	等、
1:43:37	運ぶだけのよ。容器というか外の
1:43:41	ついて、
1:43:43	どこまで求めるかっていうのはあると思うんですけど、今回完全に容器として入れてそれで遮へいをして、
1:43:51	あと真ん中がどれぐらい汚れてるかってのちょっとわからないんですけど、
1:43:55	ある種、閉じ込めも、
1:43:58	期待しているようなものに関して、
1:44:01	ノンクラスという、
1:44:04	概念を適用するのが適当かなというところが少し気になっているんですけど、関連さんとしては、その解釈のところで、
1:44:14	液体についてはクラス3と書いてあるので、答えについては書いてないので、もうクラスにしていますというそういうご説明ですか。
1:44:23	菅さんやマガシご認識の通りです。
1:44:28	はい。
1:44:32	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:35	ちょっとそこはちょっとそもそものなんですけど。
1:44:39	喰らっさ、同様なものでクラッさん。
1:44:43	知っているものって逆に何かあるんですかね。
1:44:49	ある種そのP S 3にしている、
1:44:55	ギャップですかね、P S 3にしているクラス3にしないようなもの っていうのは、どんな
1:45:01	ものがあるんでしょうか。
1:45:08	関西の森島つけるの。
1:45:10	もともこの
1:45:12	広報数の、去年から必要な容器、
1:45:16	この高校生の2人の廃棄物、
1:45:20	を運搬する容器、
1:45:23	今までC案しか
1:45:26	なんで、
1:45:29	その見比べるんじゃないんですよね。はい。
1:45:33	てった人なんか、
1:45:35	いう皿、7月、
1:45:40	やっていますので、
1:45:42	メールDBPも同じ対応となっています。はい。
1:45:49	9-7以降ん動物のやつは私も見て、バーになっているのは確認して いるんですが、前回の美浜のときにその辺がどこまで議論され て、
1:46:03	今の整理になっているかというのは、
1:46:06	気になっていて、
1:46:07	その時の整理ってこちら、ある資料を見てみたんですけどあんまり、
1:46:13	その辺の議論がされている。
1:46:16	記録は見つからなかったんですけどその当時の議論、
1:46:19	何か共有できるようなものって何かありますか。
1:46:24	まだもらったスクエア生だけ見たことないんですけど、実際モーダ ルにおいて、
1:46:30	所工場にあった所管部署には確認をして、
1:46:35	この解釈の、ここの部分がまた下のところですね。
1:46:40	ここで、
1:46:41	判断してるという話は聞いてますけれど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:45	ものとして何か三上として何か出すものがあるかと言われると、
1:46:49	特に、
1:46:50	他ものめり。
1:46:51	状況です。はい。
1:46:54	そうですね。
1:46:56	ちょっとどこまでを、規則の方、
1:46:59	及び解釈の方で、
1:47:02	想定していたのかわからないんですが今回のように、完全に遮へい機能まで、
1:47:08	過分に期待した。
1:47:12	容器で、
1:47:14	入れる場合が、
1:47:16	何クラスなのかっていうのは、ちょっと、中でももう少し調べてみますけど、
1:47:22	若干、
1:47:23	私は気になりますというところです。
1:47:28	はい。関西電力の福原です。その辺もですね、我々としても、いろんな規則、
1:47:37	等々よく読んでですねあと過去の例に照らし合わせて、今回我々こうこうだということで申請させていただいてますので、またその規則類の読み方であったりとかですね、そこら辺についてまたご教示いただけるのであれば、
1:47:54	またお聞かせいただきたいと。
1:47:58	はい。これは何かここが変わってしまうことで
1:48:03	影響というのは市CRの時の、
1:48:08	前例、
1:48:09	の関係ぐらいですかね。
1:48:13	ここカワセのヤマギシですけど、
1:48:16	古閑サノクラス採用キーに設定されると。
1:48:20	社協、建設規格、
1:48:22	に基づく、ちょうど評価なり、
1:48:25	そういうところになってくるので、
1:48:28	細かく見てないんですけど。
1:48:30	北浦坂野様、河田かもしれないです。
1:48:35	そうですね。私もそこが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:39	適当な企画、
1:48:41	猪野。
1:48:42	一応今も共同計算上は、
1:48:45	見てますというふうに書かれてたと思いますけど。
1:48:48	明示的にその適用規格として説明が始まっていない形での共同評価というものが今回の
1:48:57	総要件に対して適切なのかというところも、気になった一井です。
1:49:05	そう。荒さん、関建設規格になると、
1:49:08	渥美評価とかそういう形になってくるんで、
1:49:13	まあまあ、確かに、
1:49:17	ちょっとここが変わるとなるとそういうところも変わってくるかなと思います。はい、わかりました。あと、同じ資料の、
1:49:25	2の7ページ目からのハンドリングのところ、
1:49:30	許可よりも詳しくご説明いただいているかと思うんですが、許可の時には、お聞きしなかった点があって、それが
1:49:41	今回、水を抜く形になっていると思うので、
1:49:47	その水をちゃんと抜けますかという、
1:49:51	話。
1:49:53	があるんですが、これがあれ、特注品になってるとは思いますけど、その辺のご説明は、
1:50:02	今後説明いただきたいと思ってるんですけどよろしいでしょうか。
1:50:08	関西電力の芳野ですけど、今後またご説明させていただきます。
1:50:13	はい。
1:50:15	とあと、もう1点今回車両で運搬するというところで、
1:50:20	図面上もつけていただいているんですが、
1:50:23	て、
1:50:24	鳥羽、
1:50:26	外を廃棄物運ぶ場合に、車両の安定性みたいなものを、
1:50:31	工事計画の中で説明されている申請もあるかと思うんですが、今回は、ついていないと思うんですけど、
1:50:40	その違いといたしますか。
1:50:43	扱いの違いは、
1:50:45	どういう理由でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:47	関西電力ヨシノに少々お待ちください。
1:51:21	関西電力の芳野ですけどもすいませんちょっと車両の安定性というのあまりちょっとイメージできてないんですけども、
1:51:28	運搬する前にはちゃんと車両を固縛しますとかそういったものについては実施するんですけども何か運搬する旅行しますとか固縛しますっていうような、
1:51:40	ご説明を一通りさしていただくようなイメージで合ってますでしょうか。
1:51:46	多分鎮目橋野と鎮目地震の時、
1:51:51	にもご説明いただいた。
1:51:53	かもしれないんですが、基本的にはその受中心、
1:51:59	上問題がないですという、
1:52:01	車両の重心等を考えて、
1:52:04	そんなスピードささないので、
1:52:06	転倒しないですという説明だったと思います。
1:52:14	関西電力の芳野ですけども車両運搬中にその転倒しないとかそういった観点を説明さしていただくというイメージでよろしいですか。はい。それを説明している。
1:52:25	ここに回ってで、今回それが特段されていないのは、何か理由がありますかという、そういう意味です。
1:52:33	関西電力芳野ですけども特段の理由がない、なくなくてですねまた資料のほう拡充させていただきたいと思います。
1:52:42	はい、わかりました。
1:52:47	ワットは、ちょっと細かい点で資料の1の、
1:52:52	15 ページ目でその、
1:52:56	耐震のところで、
1:52:58	今、この旧的影響と書かれているんですけど、この波及的影響っていうのは、
1:53:06	通常のス、新規性基準的、
1:53:09	ここで言っている波及的影響というよりも、
1:53:15	これ、何が何に、
1:53:17	波及する。
1:53:19	ということをご説明され、されてるんでしょうか。
1:53:24	違う。
1:53:29	賃金じゃないっていう換算の内示ですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:33	許認可上の波及的影響となれば、
1:53:37	そのBクラス、Cクラスが、
1:53:40	地震において蛇クラスⅡ、
1:53:42	に対する波及的影響、
1:53:45	なんですけど。
1:53:46	ここで、BSジャパン小の中には周りにはABクラスがないので、その許認可上の波及的影響という意味ではないんですけども、
1:53:59	今回、その営業BPが床に固定しない。
1:54:04	なので、その周りのものに影響しませんというのを波及的影響という意味で書かせていただいたと。
1:54:12	その整理です。
1:54:15	あ、はい規制庁差別は変わります。そうですね。
1:54:19	ちょっと引かかる人間もいるかもしれないので、お任せしますが、
1:54:25	あと、その摩擦係数0.4と書かれているんですけどこれ、0.4って一般的。
1:54:31	なものなんです私あんまり詳しくないんですけど。
1:54:43	発見力で少々お待ちください。
1:55:22	関西電力の芳野ですけどもこちらについては出典元となる文書ございまして今ちょっと福田には出てこないんですけども一般のそういったものから引用して使用させていただいております。
1:55:36	排気筒からわかりました。
1:55:40	そうですねどっか補足説明しろとで、
1:55:42	書くところがあるのであれば、
1:55:44	書いていただければと思います。
1:55:46	あと、17ページ目で、火災のところに、
1:55:50	これは単なる確認なんですけど、
1:55:54	今回ここで書かれているのを見るとその、
1:55:58	感知消火のところ、感知を書かれていて、
1:56:02	感知に関する、
1:56:03	記載がないんですが、
1:56:07	これ、これは何か。
1:56:10	イとしてこういう記載になった。
1:56:13	ているんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:16	でいえば今、菅式幕府等の関係もあるので、それとの関係もちょっとお聞きしたいという意味も含めてお聞きしています。
1:56:28	浅井電力ヨシノですけどすみません今どちらのページ見られてももう一度教えていただければ、17 ページ目の、既認可での設計方針の
1:56:39	両括弧 2 で火災の感知及び消火と書かれてるんですが、
1:56:43	と書かれてる内容は、
1:56:45	小加賀だけが書かれている。
1:56:50	関西電力の吉尾ですけどもすみません環境なんかここ行けたわけではなくてですね、今回ももともと内容物不燃物ということで、そちらに主眼を置いた方になってまして研究の観点は
1:57:03	徳田の必要ないかなというところで今回の文章が抜けてる次第でございます。あと、ちょっと施設もございましたの火災の場の検知のバックフィットの方の状況につきましては
1:57:15	ご認識通りでして今バックフィット購入の方の申請のさし方はさしていただいているそちらの方で審査を進めていただいていると認識しております。ただこのBの方に実施する時期につきましては、
1:57:28	あたりのプリント期限以降の工事となりますので、それまでにかなりバックフィットの方は
1:57:34	完了するものと考えております。
1:57:38	はい規制庁か。
1:57:39	ツカベが変わりますけど、
1:57:42	念のための確認ですけど、小BSO乾固は感知器はちゃんとつく。
1:57:47	何か適用除外とかされているところではないと思えばいいですか。
1:57:53	まず関西電力芳野ですけど詳細また確認しておきますけどもおそらくこちらまだ火災のバックフィットで検知器の追加等があるものと聞いております。また確認し次第またご説明させていただきます。
1:58:08	はい、わかりました。
1:58:11	すみません、監査役小原ですけども、今のそのページの火災の感知及び評価っていうところで、何で感知のこと書いてないのってのは先ほど芳野からご説明しさせた通りなんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:24	これ対審査会合向けにもこの資料を少し修正して臨むのかなというふうに思ってますけども、もうその時点ではここに換地のことも書いた方がいいということでしょうかね。
1:58:35	いえ、これは、このペーパーを読んで私が単に思ったことなので、別に、
1:58:41	直す必要があって実際申請書は、変更なしですけど、
1:58:46	全部、基本設計方針で、
1:58:48	感知も含めて書いてあるので、
1:58:51	逆にその何回、意図を持ってここを感知を外されたのかなと思ってお聞きした次第です。
1:58:58	はい、わかりました。はい、ありがとうございます。
1:59:02	はい。あと最後ですけど、
1:59:05	今回点検等で異常があった場合、ついて、
1:59:12	その場合は、このバック、江藤学歩イズン自身は、
1:59:19	どうするって、多分許可のときのちらっと聞いたかもしれないんですけど、その非常時の措置のようなことっていうのは、何か具体的に考えられているんでしょうか。
1:59:35	関西電力の芳野ですけどもその設定点検時で何か異常があった場合どうするか考えているかという質問でよろしいでしょうか。はい。特に
1:59:47	不足等があって、
1:59:50	減肉するというのもおかしいですけど、所定の、
1:59:55	遮へい性能や閉じ込め性能に、
1:59:59	影響があるんじゃないかっていうな時です。
2:00:03	関西電力の福原です本容器の構造からしてですね、遮へい性能に影響が出るような、その劣化っていうのは基本的には考えてません。
2:00:15	今我々考えているのは塗装剥がれ等によるタッチアップを定期的に修繕として行っていく程度かなというふうには今考えております。
2:00:28	はい。その上で、
2:00:31	それ以上の状態は、
2:00:34	を仮定して、何か対応、現時点で考えられてるわけではない。
2:00:41	というご説明だったと思えばよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:46	はい。関西電力の福原です。お答えとしてはイエスですということになるんですけども、万が一
2:00:56	当該の状態でも保管し続けることが、明らかに現状不適切であろうという自他に直面した場合は、当然それを改変解消すべく対応するというのが基本的な我々の考えでございます。
2:01:13	はい、わかりました。実際その事象がどれぐらい発生する可能性があるかというのと、
2:01:19	パッケージの話だとは思いますが仮に将来そういうことが起こった時に、
2:01:26	設計の段階で、
2:01:29	許可、許可、設計の段階で、
2:01:31	どう考えていたかというのは、
2:01:34	参考になる情報なので、残した方がいいのかなと思ってお聞きした次第です。
2:01:41	ご説明はわかりました。
2:01:43	私から以上です。
2:01:49	はい。規制庁宮嶋です。他に。
2:01:51	市長側からコメント質問等なければ、
2:01:54	はい。
2:01:57	ではそれ、これにてヒアリングの方を終了させていただきますが関西電力さんの方から何かございますか。
2:02:06	関西電力の小原です。本日いろいろご指摘コメントいただきましたけどもホワイトボード的なものを規制庁さんと共有。
2:02:17	しておいた方がいいのかなと思うんですけども、それはどうしましょうかね今この続きでやるカマタ後程東京支社経由で連絡させてもらう方がいいのかどうさせていただきますでしょうか。
2:02:32	規制庁宮嶋です。東京支社の方から経由でまとめたものをいただければと思うんですがいかがでしょうか。
2:02:40	はい。了解です。ではそうさせていただきます。はい。よろしくお願いいたします。
2:02:45	それでははいヒアリング主査、他になければ終了させていただきます。
2:02:51	はい。はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。